

要 請 書

令和元年11月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉城 デニー

基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、米軍の活動は、航空機事故や日常的に発生する航空機騒音、自然環境の破壊など、周辺住民をはじめ、県民の生活に様々な影響を与えております。

また、普天間飛行場の固定化は絶対に許されず、同飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含めた危険性除去について、強力に取り組んでいただく必要があります。

このため、本協議会は、基地から派生する問題が広範多岐にわたり、年々深刻化する状況に鑑み、基地問題の解決促進に関する要請を行っております。

我が国にとって日米安全保障体制が重要であるならば、その負担も日本国民全体で担うべきであります。

国におかれては、長年にわたって過重な基地負担を強いられ続けてきた沖縄県民の切実な要望に応えるため、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、着実に諸課題の解決を図っていただきたいと考えております。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要請事項

I 米軍基地負担の軽減について

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
- 2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
- 3 オスプレイの配備について
- 4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
- 5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
- 6 嘉手納飛行場、普天間飛行場、伊江島補助飛行場等における航空機騒音等の軽減について
- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
- 8 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について

II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

III 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

- 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

I 米軍基地負担の軽減について

1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 請

- ア 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。
- イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明・更新を行うこと。
- ウ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- エ 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための必要な支援を行うこと。
- オ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- カ 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- キ 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。

理 由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類、汚水等による河川、海域、地下水及び土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

平成25年4月5日、日米両政府は、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を発表しました。

在沖海兵隊約9千人の国外移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機にな

ることから、確実な実施がなされる必要があります。

在沖海兵隊の国外移転については、統合計画の進展に支障をきたすことがないように、速やかに開始する必要があると考えております。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取り組み内容が示されていない部分があります。

また、統合計画の返還時期について、3年ごとに更新され、公表されるとしておりますが、発表から5年以上経過した現在でも更新されておられません。

本協議会としては、政府が十分な説明を行うこと、今後の推進に当たっては、移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと及び新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること、地元の意向を反映させ、計画的に実施されること並びに、移設先の地元の要望については特段の配慮を行うことが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、駐留軍従業員の雇用確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて

要 請

- ア 普天間飛行場の問題の原点に立ち返り、普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外・国外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 速やかな運用停止の期限を設定し、確実に実現するよう取り組むとともに、返還までの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。

理 由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

特に、平成16年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しただけでなく、平成29年12月には普天間第二小学校の校庭に大型ヘリが部品落下事故、今年6月には大型ヘリの部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故、8月には大型ヘリの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故を起こすなど、普天間飛行場所属機は、墜落、不時着・炎上、部品落下などの事故を繰り返しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は宜野湾市民のみならず県民の強い願いであります。

しかし、日米両政府において普天間飛行場全面返還が合意されてから23年経過した今なお、返還は実現しておらず、周辺住民の我慢や負担はすでに限界を超えております。

普天間飛行場の問題の原点は、市街地の中心に位置し、人命の危険への懸念が強い普天間飛行場の危険性の除去や、基地負担軽減であります。

普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講じる必要があります。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することはできない

ことから、地元の切実な思いをしっかりと受け止めて、普天間飛行場の負担軽減は極めて重要な課題であるとの認識の下、危険性の除去及び騒音の軽減等の基地負担軽減に、危機感をもって取り組んでいただく必要があります。

政府においては、平成19年8月に公表した危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了し、また、平成26年8月、KC-130空中給油機15機の岩国飛行場への移駐を完了したとのことであります。地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、更なる抜本的な改善措置を早急に講じ、同飛行場の5年以内運用停止の期限が経過した中で、新たな返還期限を設定し、速やかな運用停止の実現について強力に取り組んでいただく必要があります。

3 オスプレイの配備について

要 請

- ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
- イ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
- ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
- オ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査し、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- カ オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。
- キ 環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果を踏まえて環境保全措置を講ずること。

理 由

平成24年9月、日米両政府は、オスプレイの飛行運用に当たって最大限の安全対策を採ることに合意したとしておりますが、平成24年12月に沖縄県が求めた飛行状況の検証に対し、平成25年7月30日に日本政府は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識していると回答しております。

米軍の裁量に委ねられた当該合意事項に基づく飛行運用は、県民不安の解消に繋がるものではなく、政府は厳格に実効性が担保されるよう強く求めるべきであります。

本協議会は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV-22オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにもかかわらず、平成25年8月までに24機のオスプレイが配備されております。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしました。

また、平成30年2月には、オスプレイから落下した部品が伊計島の西海

岸に漂着したほか、同年4月、8月及び10月に奄美空港で緊急着陸しました。

こうした事案が発生するたびに県や関係自治体などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行を続け、同様の事案を繰り返し発生させている米軍及びそれを容認し続ける日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ません。

平成24年11月に沖縄県が実施した調査において、オスプレイが発する低周波音のレベルは、他の米軍機に比べて高い数値を示すことが確認されるなど、これまで以上に日常生活への影響が懸念されております。

また、キャンプ・ハンセンや北部訓練場など、住宅等に近い着陸帯での運用における低空飛行やつり下げ訓練等は、付近住民などに不安や騒音被害などの影響を及ぼしております。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を強いられ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイの追加配備により、依然として負担軽減は現れておらず、その認容は限界に達しております。

つきましては、オスプレイの県外配備の早期実施や訓練移転など、実効性のある措置を講じていただく必要があります。

また、日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守や飛行実態の確認、住民地域に隣接する着陸帯での離発着などの運用停止など、具体的な措置が必要であります。

さらに、政府においてオスプレイの運用に伴う低周波音の測定や情報収集を積極的に行うことにより、人体及び環境に与える影響を調査し、環境基準の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

また、平成27年10月14日、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」により、沖縄の訓練場を使用することが示されました。

政府は、沖縄の負担軽減のため、沖縄に配備されたオスプレイの訓練等の約半分を県外で行うこととしておりますが、このような中、CV-22オスプレイの沖縄県での訓練が実施されることは、負担軽減に逆行するものであります。

オスプレイの訓練等により、基地負担が増大することがないように取り

組んでいただく必要があります。

オスプレイの配備に当たりましては、大統領令12114号「連邦政府による主要な行動による海外での環境への影響」等に基づき、環境レビューが実施されておりますが、オスプレイの運用後、環境レビューの検証については公表されておられません。平成27年2月からは、北部訓練場着陸帯N4地区が、平成28年12月からはN1、G、H地区が提供されており、環境レビューにおける運用回数は一つの着陸帯当たり420回とされておりますが、近接する地区においては、大幅に騒音の回数が増加しております。

つきましては、環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に応じて環境保全措置を講じていただく必要があります。

4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 請

- ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すこと。
- イ 飲酒運転の防止について、実行性のある対策を講じること。
- ウ 米軍人・軍属等の研修・教育については、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善すること。
- エ 事件等の再発防止策について、その実効性の検証を行い、その結果も踏まえた抜本的な対策を講ずること。

理由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀粛正や再発防止、教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件等が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から令和元年6月末現在で6,014件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が580件発生しております。

昨年1年間においては、暴行、傷害、住居侵入などを含む31件の刑法犯罪の他に米軍関係者による飲酒運転をはじめとする道路交通法違反が多数発生しており、依然として県民に大きな不安を与えております。

このような事件等が二度と起きないように、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すことに加え、事件・事故を起こした米軍構成員等の処分・処罰の公表など、情報を開示し、透明性の確保に努め、米軍人・軍属等の研修・教育について、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善するとともに、ゲートチェックのあり方やリバティ制度の運用実態の検証などを行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止対策を講じる必要があります。

5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 請

- ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表するとともに、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すこと。
- イ 学校、病院等を含む住宅地上空の飛行を回避すること。
- ウ 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと
- エ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講ずること。また、演習等の関与が疑われる事案が発生した場合においては当該演習等を中止し、原因究明のための調査等の協力を行うこと。
- オ 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、新たな協議会を設置すること。
- カ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理 由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成28年9月の沖縄の東の海上でのAV-8ハリアー戦闘攻撃機の墜落事故、12月の名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53の不時着炎上事故、平成30年6月の沖縄本島南部の海上でのF-15戦闘機の墜落事故、11月の那覇から東南東の海上でのF/A-18戦闘攻撃機の墜落事故などを含め、復帰後803件（うち49件が墜落事故）が発生しております（令和元年6月30日現在）。

実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月

に恩納村、平成30年6月に名護市で流弾による事故が発生したほか、復帰後629件の山林・原野火災が発生し（令和元年6月30日現在）、また、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリアー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）などの事故も相次いでおります。

それ以外の訓練・演習についても、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成29年11月、平成30年4月、平成31年4月・伊江島）、フェンス外への重量約800キロの物資落下（平成26年4月・伊江島）、吊り下げ訓練でのタイヤ落下（平成29年3月・金武町）などが発生しております。

訓練・演習の実施に当たっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練や民間地上空や民間地域周辺での吊り下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、住民の生活環境に大きな影響を与えます。加えて、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあります。

また、津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練は、定期船や漁船などが航行する水域での訓練となっており、重大な事故に繋がる恐れがあることから、漁業関係者をはじめ県民に大きな不安を与えています。

さらに、平成30年、F-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機の墜落事故が相次いで発生し、十分な説明がないまま、同機種 of 飛行及び訓練が行われるなど、事件・事故が発生した際の政府や米軍の対応に県民は不信感を抱いております。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施に当たっては、その具体的内容を事前に公表していただくとともに、県民の安全確保及び生活環境に配慮する観点から、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止、定期船や漁船などが航行する水域での訓練中止、事故原因の説明と実効性のある再発防止措置の実施及びその公表が行われる間の訓練中止等を含

め、米軍演習のあり方を見直していただく必要があります。

さらに、今年6月にはCH-53Eヘリコプターの部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故が発生し、8月には窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故が発生しました。平成29年には普天間第二小学校に窓枠が落下し、緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、県民にとって大きな不安を与えるもので、極めて遺憾であります。学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことであります。児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、学校や病院等を含む住宅地の上空の飛行を避けるべきであります。

加えて、嘉手納飛行場ではSACO最終報告の趣旨に反し、繰り返しパラシュート降下訓練が実施されており、中止要請や抗議を無視し強行される訓練に、地元は強い危機感を持っております。

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないよう、日米安全保障協議委員会等で協議を行う必要があります。

また、事故が発生した場合は、事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行っていただくとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講じていただく必要があります。

県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、政府レベル、現地レベルの新たな協議会を設置していただく必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。

つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行っていただく必要があります。

6 嘉手納飛行場、普天間飛行場、伊江島補助飛行場等における航空機騒音等の軽減について

要 請

- ア 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。
- イ パパループ（通称）における航空機の使用を禁止すること。また、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえ、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場において、騒音発生を伴う航空機等の使用を行わないこと。
- ウ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において当該措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表すること。
- エ 夜間騒音による健康への影響を調査し、夜間騒音に係る環境基準の設定など適切な措置を講ずること。
- オ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- カ 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
- キ 嘉手納飛行場において航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、排気ガスに伴う悪臭の防止のための有効な対策を講ずること。
- ク 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化、十分な防音工事予算の確保等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- ケ 伊江島補助飛行場における騒音対策の強化を図ること。

- コ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- サ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。
- シ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

理 由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われ、加えて平成29年にはF-35A戦闘機やF-16戦闘機が、平成30年にはF-22戦闘機が、数ヵ月間暫定配備されるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。また、県外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限など地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行っていただく必要があります。

嘉手納飛行場のパパーループ（通称）は、第353特殊作戦群区域の開発計画に伴いMC-130特殊作戦機の一時的な駐機場として使用されているほか、外来機の使用も確認されている。同区域は住宅地域に隣接しており、騒音や排気ガスの悪臭被害の増加に繋がっているため、今後、恒常的に使用が

行われないう適切な対策を講ずる必要があります。

また、平成29年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび外来機により使用されていることから、SACO合意を遵守し、再発防止策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、特に夜間に発生する騒音は住民にとって大きな負担となっております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用していただくとともに、航空機騒音規制措置の効果について日米合同委員会で検証し、その結果を公表する必要があります。

夜間・早朝の飛行に伴う航空機騒音については、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されるため、夜間騒音による健康への影響を科学的に調査する必要があります。また、夜間騒音の評価に適した指標を環境基準として設定するなど、適切な措置を講ずる必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場のみならず、伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、北部訓練場等の演習場周辺においても、騒音被害が顕著となっております。近年、県内各地から苦情や不安の声が増加していることから、夜間の飛行や住宅地等上空の飛行を回避する必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地等上空の飛行に関し、効果的な対策を図るためには実態を把握する必要があることから、飛行高度や飛行コース等の飛行実態を明らかにするため、政府において継続して調査を行い、そのデータを県民に公表していただく必要があります。

普天間飛行場や北部訓練場等周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずる必要があります。

嘉手納飛行場周辺においては、住民から米軍航空機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活及び健

康への影響が懸念されております。

このため航空機排気ガス防止対策として、排気ガスの悪臭の主な原因となっているE-3早期警戒管制機の駐機場を住民居住地域から距離を置くように駐機場所を移転させる等の有効な対策を講じる必要があります。また、当該排気ガスによる大気汚染の実態を把握するための常時監視調査等の実施及び健康被害や人体に及ぼす影響について調査を行っていただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行L den62デシベル（75WECPNL）から環境基準値L den57デシベル（70WECPNL）に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。特に、75WECPNL以上の区域における建具復旧工事については早急に実施していただく必要があります。さらに、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第1種区域）については、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することがないように配慮していただく必要があります。

伊江島補助飛行場においては、平成30年11月に強襲揚陸艦を模したLHDデッキが完成し、F-35B戦闘機が訓練のため飛来するなど、周辺地域における騒音は激しく日常生活への甚大な被害を与えており、地域住民への騒音低減措置を講じていただく必要があります。

加えて、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努めていただく必要があります。

また、航空機騒音によって、子ども達の心身に与える悪影響が懸念されているところですが、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく防音対策事業においては、認可外保育施設指導監督基準を満たして

いない認可外保育施設等は補助の対象外とされています。

認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、すべての認可外保育施設を認可保育所と同様の基準で防音対策事業の補助対象施設とし、補助対象経費には、防音設備、空調設備に対する工事費のほか空調設備の維持費も含めていただく必要があります。

さらに、学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象としていただく必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されておりますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システム設置助成の制度化について引き続き検討を行っていただく必要があります。

7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要 請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に関係自治体等に説明すること。
- エ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）については、使用の禁止や発生源を特定するための調査に協力するとともに、基準値等の設定、原因究明及び対策、PFOS等対策に係る費用負担など、適切な対応策を講ずること。
- オ 米軍が直轄で飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立すること。
- カ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講ずること。
- キ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- ク 過去に本県の米軍施設及び区域内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行うこと。
- ケ 米軍施設及び区域内で発生する廃棄物については、その排出抑制を図るとともに、分別の徹底により可能な限り、リサイクルを推進し、米政府の責任で適正に処理すること。
- コ 米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、処理期限

を踏まえ、適正に処理すること。

- サ 米軍施設及び区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の排水等監視調査を再開すること。
- シ 米軍施設及び区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、現場で土壌汚染調査を実施し、調査結果を政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずること。
- ス 米軍施設及び区域内の外来種の防除・侵入防止対策を徹底するとともに、外来種対策を関係自治体等と連携して実施し、本県の生活環境及び生態系の保全に努めること。
- セ 牧港補給地区内に棲息する生物及び底質、土壌中のPCB、DDT類、鉛等の調査を実施し、その結果を報告するとともに、汚染源が基地内と特定された場合、適切な措置を講ずること。
- ソ 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

理 由

世界的に環境保護の重要性が叫ばれ、さらに沖縄本島北部が我が国最後と言われる世界自然遺産登録を目指しているなか、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

特に、油類及び汚水等の流出事故については、復帰後176件が確認されており（令和元年8月末現在）、汚水やジェット燃料が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生しております。これらの河川や、米軍基地の地下に存在する井戸は、県民の水道用水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への影響の面からも懸念されます。このような状況にもかかわらず、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の環境調査が平成26年度以降実施されておらず、再開を求めます。

さらに、比謝川や嘉手納井戸群において高濃度のPFOS等が検出されてい

る問題について、安全な水道水を安定的に確保する上で大きな支障となっております。また、普天間飛行場周辺の湧水等でも高濃度のPFOS等が検出され、地域住民より不安の声が上がっており問題となっております。

つきましては、基地内におけるPFOS等の使用の禁止や発生源を特定するための基地への立入調査について協力するとともに、基準値等の設定、国による原因究明及び対策、県のPFOS等対策費用を負担するなど、適切な対応策を講じていただく必要があります。

アスベスト除去作業については、大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例で規制しているところではありますが、米軍が直轄で実施する工事は国内法が適用されないことから実態把握が困難であり、また、立入調査も実施できていない状況にあります。

米軍施設周辺住民の安全・安心の確保のためにも、飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を米軍が直轄で実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立していただく必要があります。

また、嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる苦痛を与えております。

さらに、キャンプ・シュワブ演習場など県内の米軍演習場の周辺地域については、米軍の射撃訓練や爆破訓練、廃弾処理（自衛隊の実施を含む）等から発生する爆発音や振動により、周辺住民の生活環境に多大な影響が生じており、政府において対策に向けた実態把握を行っていただく必要があります。

加えて、沖縄本島北部の東海岸では、陸域面積に占める米軍基地の割合が高いことから、基地内の赤土等流出防止対策が重要です。特に宜野座南東海域の赤土汚染については米軍基地からの流出が大きな要因と考えられています。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めていただく必要があります。

また、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用されるよう、日米地位協定に環境条項を新設していただく必要があります。

さらに、日米地位協定の見直し等が行われるまでの間も、全ての環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に関係自治体等に説明を行っていただく必要があります。

一方、米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を実施し、影響が認められた場合は、適切な措置を講じていただく必要があります。

普天間飛行場は、F/A-18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する平成30年度航空機騒音測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講じていただく必要があります。

さらに、本県の米軍施設及び区域内において過去に枯葉剤が使用されていたとする在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等の証言に加え、米軍がベトナムから沖縄に枯葉剤を運び、貯蔵したとする米陸軍化学物質庁の報告書に関する報道により、地元自治体では健康被害、環境汚染等の懸念がますます広がっております。

つきましては、住民の不安を解消するため、政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行っていただく必要があります。

また、米軍基地から排出される廃棄物は、民間処理業者等によって収集運搬から処理・処分まで、委託処理されていますが、分別がなされておらず、リサイクルや処理が困難となる場合があります。

つきましては、米軍自ら発生抑制に努めるとともに、分別の徹底によりリサイクルを推進する必要があります。また、リサイクルできない廃棄物については、適正処理を行っていただく必要があります。

供用中の米軍施設及び区域の場合、米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準（JEGS）に基づき米軍が処理を行っていますが、基地返還の際は米軍側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物を日本国政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。

一方、PCB特措法により県内のPCB廃棄物の処理には期限が定められており、高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサー類については既に処理期限を過ぎております。また、安定器・汚染物等は令和3年3月31日、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日までに処理委託を行う必要があります。

今後、県内の米軍施設及び区域において返還された際に確認されるPCB廃棄物が処理期限を過ぎていた場合、処分することができず、沖縄防衛局が保管し続ける状況になることが懸念されます。

つきましては、処理期限を周知した上、米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品については、返還前に米軍が適切かつ計画的に処理するよう政府から求めていただく必要があります。

米軍基地内の排水等監視調査は、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として、昭和55年度から国の委託事業で実施していましたが、平成26年度以降、米軍施設及び区域内での調査は実施できておりません。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、当該調査の再開を求めます。

また、平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、米軍により土壌汚染調査を実施せずに土壌が搬出されたことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を与える恐れがあります。

つきましては、今後同様の事態に際しては、現場で土壌汚染調査を実施し、調査結果を政府及び沖縄県と共有した上で、必要な対策を講じていただく必要があります。

また、近年貨物等に紛れて外来種が侵入・定着するリスクが非常に高まっており、日本各地の港湾等で特定外来生物であるヒアリが確認されるなどの事例が生じております。外来種対策による生活環境及び生態系の保全は重要な課題であることから、米軍に対して対策の徹底を求める必要があります。

さらに、牧港補給地区周辺で捕獲されたハブからPCBやDDT類、鉛が検出

されており、同地区周辺の底質からも同様の物質が検出されている地点があります。地域住民の安心・安全のためにも、汚染源を究明するための調査に協力していただき、汚染源が基地内と特定された場合は、適切な措置を講じていただく必要があります。

また、在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、JEGSに従って行われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であることから、定期的な公表を政府から求めていただく必要があります。

8 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について

要 請

- ア ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域及び対象漁業を拡大すること。
- イ 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- ウ 福地ダム、新川ダム及び漢那ダムの共同使用を解除すること。

理 由

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となる水域範囲が狭いことや、浮魚礁漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、解除対象区域及び対象漁業の拡大を求めます。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、浮魚礁漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事故が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

さらに、北部訓練場に所在する福地ダム、新川ダム及びキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことのできない重要な水源となっておりますが、日米地位協定第2条第4項（b）の規定により米軍が使用することが可能な状態となっております。

これらダムでの訓練は昭和63年以降行われておりませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行うことは、県民に不安を与えるものであり、安全で安心して飲める水道水の安定供給を確保する観点から、これらのダムの米軍による共同使用の解除を求めます。

Ⅱ 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

- (1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。
- (2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳（施設及び区域内外別の居住情報含む。）などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。
- (3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を与えることがないように配慮すること。

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (3) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (4) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査する旨を明

記すること。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を行うことや、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事、燃料流出等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を与える可能性がある事件・事故については、速やかに関連する情報を関係地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行うことや、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (4) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。
- (5) 下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

ア 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、PCBを含む廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

イ 合衆国軍隊は、施設及び区域における全ての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

ウ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆

国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

- (6) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性あるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。

ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係する地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、平成29年に再開したが引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

- (1) 施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執るこ

と。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

(2) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。

(3) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。(再掲)

ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係する地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会または日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、平成29年に再開したが引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 第5条関係（船舶及び航空機の出入及び移動）

(1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保する

ため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止すること。また、合衆国軍隊が空港及び港湾を使用する場合は、国内法を適用する旨を明記すること。

(2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（米軍人、軍属及びその家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（課税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（歳出外資金諸機関）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第17条関係（刑事裁判権）

(1) 合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

(2) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。

(3) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

10 第18条関係（民事請求権）

(1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。

(2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当

局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係（合同委員会）

- (1) 日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。
- (2) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を与える事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

理 由

本県には戦後74年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、県民は過重な基地負担を強いられ続けております。

また、米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪や、地域住民との生活トラブル等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しは、重要な課題となっております。

本協議会は、これまで、米軍人・軍属等による事件・事故が発生する度に、綱紀粛正、再発防止及び教育の徹底等を日米両政府等に何度も繰り返し強く申し入れてきましたが、現状は全く変わらないと言っても過言ではありません。

このような中、平成28年4月に発生した米軍属による悲惨な殺人事件やオスプレイの墜落事故等により、県民の怒りは限界を超えつつあります。沖縄の現状を日米両政府は十分に認識し、日米地位協定を見直すとともに、基地の整理縮小など、過重な基地負担の軽減に早急に取り組んでいただくことが、基地問題の抜本的な解決に繋がるものであります。

日米地位協定については、昭和35年に締結されて以来、60年近くもの間、一度も改定されておりません。日米両政府は「環境補足協定」や、「軍属に関する補足協定」を締結しておりますが、その実効性も十分とは

言いがたい状況であり、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応されてきております。

つきましては、日米地位協定の見直しについて、真摯に取り組んでいただく必要があります。

Ⅲ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

要 請

- ア 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。
- イ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。

理 由

駐留軍用地跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の振興のための貴重な空間として、有効かつ適切な利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携し、高度医療・研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流・医療人材育成の3つの施策を柱とした「国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な財政支援等が必要です。

また、西普天間住宅地区跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されておりますが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要です。

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針

2019」(いわゆる「骨太の方針」)においては、米軍基地の迅速な跡地利用を推進することとされており、今後、西普天間住宅地区跡地については、跡地利用推進法第27条に基づく「国の取組方針」において、国家戦略としての位置付けが重要となります。

以上のことを踏まえ、跡地利用推進法の基本理念に則り、今後とも、国、県、関係市町村の密接な連携により、駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進することが必要不可欠であります。

また、同法に基づき、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染等の支障除去措置を講ずることとされていますが、平成29年12月に返還された北部訓練場跡地において、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施するとともに、必要に応じて、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を実施していただく必要があります。

さらに、平成25年6月、米軍基地跡地に所在する沖縄市サッカー場の工事現場において、地中から米軍由来と思われるドラム缶が発見され、その付着物からはダイオキシン類等が検出されたことから、沖縄市においては、同施設工事の中断及び土壌等調査による財政負担や、市民の施設利用に支障が生じる結果となりました。

加えて、読谷補助飛行場跡地では、平成25年12月に県営畑地帯総合整備事業施行区域内からダイオキシン類等が検出されたほか、土地区画整理事業地区内から不法投棄された廃棄物が出土するなど、事業進捗に多大な支障をきたしております。

つきましては、既に所有者等に引き渡された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずる必要があります。

なお、支障除去措置を講ずるに当たり、駐留軍用地跡地及びその周辺の自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要であります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要 請

- ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査又は工事実施が可能な個所・区域については、早期の現地調査と工事着手について協力すること。
- イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の軽減及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理 由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにもかかわらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速かつ着実に進展していただく必要があります。

なお、返還に至るまでの間、現地調査又は工事実施が可能な個所・区域については、県民生活の利便性向上等を早急に図る観点から、早期の現地調査と工事着手について協力いただく必要があります。

また、沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算で発注されており、大型案件の発注も行われています。

米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%のパフォーマンスボンドを提出する必要がありますが、県内の米軍が発注する工事については、平成16年頃までは、パフォーマンス

ボンドが35%程度であったことから、県内建設業者の参入の機会が多くありました。

しかし、県内の米軍が発注する工事の規模が拡大する中で、100%のパフォーマンスボンドを提出する必要性が生じたことから、大型工事になる程、県内建設業者ではボンドの確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況になっております。

このようなことから、県内の基地で実施される米軍発注工事については、建設工事の発注規模を可能な限り分離・分割することや、県内建設業者が入札に参加する場合、過去の工事実績などを考慮して可能な限りパフォーマンスボンドを軽減することなど、様々な工夫を行うことにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくしていただく必要があります。

沖繩県軍用地転用促進・基地問題協議会

| | | |
|-----|---------|-----------|
| 会 長 | 沖繩県知事 | 玉城デニ一 |
| 副会長 | 沖繩市長 | 桑江朝千夫 |
| 副会長 | 宜野座村長 | 當 眞 淳 |
| 会 員 | 那 覇 市長 | 城 間 幹 子 |
| 〃 | 宜野湾市長 | 松 川 正 則 |
| 〃 | 石 垣 市長 | 中 山 義 隆 |
| 〃 | 浦 添 市長 | 松 本 哲 治 |
| 〃 | 名 護 市長 | 渡 久 地 武 豊 |
| 〃 | 糸 満 市長 | 上 原 昭 |
| 〃 | うるま市長 | 島 袋 俊 夫 |
| 〃 | 宮古島市長 | 下 地 敏 彦 |
| 〃 | 南 城 市長 | 瑞 慶 覧 長 敏 |
| 〃 | 国 頭 村 長 | 宮 城 久 和 |
| 〃 | 東 村 長 | 當 山 全 伸 |
| 〃 | 本 部 町 長 | 平 良 武 康 |
| 〃 | 恩 納 村 長 | 長 浜 善 巳 |
| 〃 | 金 武 町 長 | 仲 間 一 |
| 〃 | 伊 江 村 長 | 島 袋 秀 幸 |
| 〃 | 読 谷 村 長 | 石 嶺 傳 實 |
| 〃 | 嘉手納町長 | 當 山 宏 |
| 〃 | 北 谷 町 長 | 野 国 昌 春 |
| 〃 | 北中城村長 | 新 垣 邦 男 |
| 〃 | 中 城 村 長 | 浜 田 京 介 |
| 〃 | 渡名喜村長 | 桃 原 優 |
| 〃 | 北大東村長 | 宮 城 光 正 |
| 〃 | 久米島町長 | 大 田 治 雄 |
| 〃 | 八重瀬町長 | 新 垣 安 弘 |
| 〃 | 与那国町長 | 外 間 守 吉 |